

認定農業者でない皆さまへ

農業の担い手を志す方は 積極的に **認定農業者** になりましょう!!

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、

認定を受けることができます

※ 現在の年齢や経営規模の大小だけで画一的に判断されることはありません。
小さな規模でも、中山間地域でも、経営の複合化や6次産業化等により
所得向上の目標に向けて取り組む方は認定を受けることができます。

主な支援

- ☐ **経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）が受けられます。**
＞平成27年度からは対象が認定農業者等となり、規模要件はありません
- ☐ **日本政策金融公庫の長期低利融資が活用できます。**
- ☐ **農地や農業用機械等の取得の際に税制優遇が受けられます。**

認定農業者になるには

Step 1 > 自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「**農業経営改善計画**」を作成します。

Step 2 > 作成した計画を**市町村**に提出します。

Step 3 > **市町村**が、その計画の内容が、市町村の設定した目標（基本構想）に適しているか等を**審査の上、認定**します。

農業者自らが
「**農業経営改善計画**」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定農業者